

| 令和2年度 第7回清須市教育委員会定例会 会議録 | |
|--------------------------|--|
| 開催年月日 | 令和2年10月9日(金)午前9時30分開会 |
| 開催場所 | 清須市役所南館3階大会議室 |
| 出席委員 | 教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 |
| 欠席委員 | なし |
| 本定例会に説明のため出席した者の職・氏名 | 教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬 |
| 議事日程 | 日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第6回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第17号 専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員 の任命)の承認について 日程第4 同意第18号 清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について 日程第5 議案第10号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定に ついて 日程第6 議案第11号 令和3年度教職員定期人事異動方針(案)について |
| 会議録署名委員の氏名 | 教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 福 田 一 子 委 員 後 藤 小百合 委 員 |

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和2年度 第7回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、福田委員と後藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 第6回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第6回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

それでは、お手元の令和2年度第6回清須市教育委員会定例会会議録案をご覧ください。

開催日時は令和2年9月18日、金曜日、午前9時30分開会でございます。出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか7名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3、清須市私立高等学校授業料等補助金交付要綱の一部を改正する告示案について可決をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから3ページとなりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第6回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第6回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、堤委員と高山委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第17号 専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員の任命)の承認について

齊藤教育長

日程第3、専決第17号、専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員の任命)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

専決第17号 専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員の任命)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年10月9日提出。清須市教育

委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第17号、専決処分書。清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年10月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください。清須市の機構改革に基づく令和2年10月1日付人事異動内容となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第18条第7項及び第34条の規定により、教育委員会事務局教育部の職員を専決して任命したため、承認を求める必要があります。

まず、異動です。本市他部局から教育部へ異動、教育部内での昇格、職名変更の計3名です。

次に教育部より市長部局へ異動した職員は、1名で、石黒元学校教育課長が、企画部次長兼人事秘書課長へ異動となりました。

次に、生涯学習課のにしびさわやかプラザ、清洲市民センターに勤務であった4名が、市民環境部の各市民サービスセンターへ異動し、併任として、従前と同様に生涯学習課所管の施設で勤務するものとなります。

また、職名変更として、市民環境部の各市民サービスセンター勤務であった4名が、併任として生涯学習課所管の施設で勤務するものとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第17号、専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員の任命)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第17号、専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員の任命)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第4 同意第18号 清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

齊藤教育長

日程第4、同意第18号、清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第18号 清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について。清須市いじめ問題対策連絡協議会委員に別紙の者を委嘱する。令和2年10月9日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項の規定により、清須市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱するために必要があるからです。

1 ページめくってください。今回、委嘱しようとする方々の一覧表でございます。計8名を予定しております。

中学校代表に、清洲中学校の山中校長を、人権擁護委員には、新たに秋田様を、西枇杷島警察署からは、生活安全課長の川島様を、その他スクールカウンセラーの代表、関係機関の方々となっております、昨年度と同様の機関、同様の役職の方々を委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、令和2年10月9日から令和3年3月31日まででございます。

いじめ問題の現状と課題についてを題材とした会議を、10月27日の火曜日に予定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第18号、清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第18号、清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

日程第5 議案第10号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について

齊藤教育長

日程第5、議案第10号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

議案第10号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について。上記の議案を提出する。令和2年10月9日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資納入業者指定要綱第5条第1号の規定により、令和2年度及び令和3年度の給食用物資納入業者の指定について、承認を得る必要があるからです。

1 ページめくってください。今回随時受付予定の業者になります。

今回、随時受付予定の「とちや」は、市内業者であり、主な納入物資は調味料になります。

指定に際しましては、給食用物資選定委員会におきまして、申請書類等の内容に問題がないことを確認しております。

指定期間につきましては、清須市学校給食センター給食用物資納入業者指定要綱第6条第2号の規定により、令和2年10月9日から令和4年3月31日までとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。議案第10号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第10号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 令和3年度教職員定期人事異動方針(案)について

齊藤教育長

日程第6、議案第11号、令和3年度教職員定期人事異動方針(案)についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。
(教育部参事 挙手)

教育部参事。

教育部参事

はい。教育部参事の西尾でございます。

議案第11号 令和3年度教職員定期人事異動方針(案)について。上記の議案を提出する。令和2年10月9日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、令和3年度の教職員、学校事務職員及び学校栄養職員人事異動の基本方針を定める必要があるからです。

1ページめくってください。令和3年度の人事異動方針案になります。

学校事務職員及び学校栄養職員の人事異動方針についても、愛知県教育委員会の人事異動方針に準じて行います。昨年度からの変更は年度のみで内容の変更はございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第11号、令和3年度教職員定期人事異動方針(案)については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第11号、令和3年度教職員定期人事異動方針(案)については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会
齊藤教育長 | 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
| これで、令和2年度 第7回清須市教育委員会定例会を閉会といたしま
| す。

閉会 午前9時48分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 福田一子

署名委員 後藤小百合